

問い合わせカテゴリー	問合せ内容	回答
応募資格について	他の橋渡し研究課題と類似性の高い内容との同時に応募はできないと言うのは、応募自体が不可なのでしょうか、それとも両方採択された際にどちらかを辞退するという意味でしょうか？	同時応募について、制限するものではありません。もし、同時に採択が決まった場合は、それぞれの公募に申告いただき、どちらかの事業を選択いただくことになります。詳細はAMEDの下記説明書をご確認ください。 https://www.amed.go.jp/content/000126037.pdf
応募資格について	他のSU支援拠点との重複申請は可能でしょうか？	出来ません。ただし、他拠点で既に不採択だった場合には申請可能です。
応募資格について	他のAMED研究費に重複採択は可能でしょうか？	同じシーズでも、目的・内容が異なっていれば重複採択可能です。
応募資格について	AMED以外の研究費に重複採択可能でしょうか？	同じシーズでも、目的・内容が異なっていれば重複採択可能です。ただし、他の研究費助成制度への応募状況等を「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。
応募資格について	他の研究費助成制度に応募していますが、本事業にも応募することは可能でしょうか？	可能です。ただし、他の研究費助成制度への応募状況等を「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。
応募資格について	S1とS2を同時応募は可能でしょうか？	シーズが別であれば応募可能です。ただし、他の研究費助成制度への応募状況等を「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。
応募資格について	他の公的機関からの競争的資金による支援を受けていても問題ないでしょうか？	委託事業開始時点で、実質的に同一の内容について、国又は独立行政法人による他の競争的研究費制度による助成を受けていないこと、又は受けることが決定していないこと、が要件です。なお、事業開始時点で既に完了している助成は原則として問題ありません。ただし、本事業において同じシーズ枠で再度採択することはありません。
応募資格について	支援シーズは医薬品・医療機器等とありますが、スクリーニングシステムや診断薬なども対象になりますか？	スクリーニングシステム等のライフサイエンス系に関わるプラットフォーム技術及び診断薬（体外診断用医薬品）も対象としております。
応募資格について	医療機器プログラム（SaMD）は対象になるでしょうか？	診断治療に関与するものは対象になります。判断が難しい場合には、個別にご相談ください。
応募資格について	色々な患者を対象としており、がんも対象疾患の一つになる場合、応募可能でしょうか？	可能です。
応募資格について	緩和ケアの領域は応募可能でしょうか？	可能です。
応募資格について	医療動画データベース活用モデル（プラットフォーム構築）が支援対象でしょうか？	支援対象となるので応募可能です。
応募資格について	申請対象は、がんの疾患そのものではなく、がんの合併症に対する治療や症状緩和でも対象となりますでしょうか？	がんに関係するシーズに関しては出来るだけ広めに対象としたいと考えており、合併症に対する治療等も対象とする予定です。
応募資格について	医療機器でなくても問題ありませんでしょうか？まず医療機器以外のものを製造販売し、その後、医療機器の区分でも販売を考えております。	最終的に医療機器として製造販売承認を目指しているのであれば、基本的には対象となると考えております。この辺りの開発戦略を含めて申請書にご記載頂き、審査にて最終的には判断させて頂くこととなるかと考えております。
応募資格について	公募課題は「がん」を対象とされているとのことですが、開発対象は移植治療に用いる血液製剤となっております。本製剤を用いた移植治療の対象として白血病等も含まれるのですが、「がん」そのものの治療が主な対象となっております。応募は可能でしょうか？	がんの治療そのものでなくとも、がんの支持療法なども対象としております。そのため、移植治療に用いる血液製剤の開発等も基本的には対象となると考えております。ただ、シーズ・研究開発の内容とがんの支持療法との関連性を鑑みて、審査などの過程で該当しないと判断される可能性もありますことを予めご了承ください。
応募資格について	他の公的資金とシーズが同じ場合、フェーズが異なれば取得可能でしょうか？FIH(I相)までは現資金で行い、その一部と、その後の事業化、II/III相試験をS2で行うなどを想定しています。	個別の判断になるので、別途ご相談ください。
応募資格について	シーズが複数あり、がん以外のシーズもある場合申請ができますでしょうか？	可能です。
応募資格について	S0について、大学院生でも応募可能でしょうか？また、学位や職位に制限はあるのでしょうか？	大学院生の方は、指導教官に応募して頂く形になりますが応募可能です。なお、学位・職位についての制限はございません。
応募資格について	S1に関して、申請者がCTOとして参加し、CEO等を外部人材(CxOバンクなどから)をリクルートして起業をすることは認められるのでしょうか？	研究者の方が創業株主として会社を設立することになります。創業時のCEO他経営執行者をどうするか、創業株主である研究者が執行者を兼任するのか、兼任するならどのポジションでどの段階まで行うのかはケースバイケースです。研究者が、起業家・創業株主としてのマインドを確りと持った上で、経営執行体制をどう築いていくのが、事業化の重要なポイントとなります。支援開始から研究者と当拠点で確り目線合わせを行いながら、当拠点として人材紹介を含めご支援させていただきます。
応募資格について	S0の代表研究者が若手であることは必須でしょうか？	AMED側の指定にはなっています。そのため、もしS0で若手枠以外の方が応募したいという場合はAMED側と相談が必要で、何かしら理由が必要になるかと思います。

応募資格について	研究機関に所属している研究者が、所属機関とは独立なシーズ（ITベース）をもとに応募することは可能でしょうか？	日本の研究機関に属しており、研究機関に資金の受け皿があれば可能です。
応募資格について	R＆D段階のシーズを持つスタートアップにのみ所属する研究者は、S1応募の所属機関の条件に当てはまるでしょうか？	スタートアップの所属のみであり、所属するアカデミア研究機関がなく、資金の受け皿がない場合は応募できません。
応募資格について	S1に関して、スタートアップとの共同研究が成立している大学発シーズも対象になるのでしょうか？	S1については、起業をしていただく事が目標となります。すでに共同研究を締結しているスタートアップ、事業会社と行われている共同開発品のためにという趣旨であれば対象となりません。
応募資格について	S1の達成目標について、起業の見通しがたっていれば良いのでしょうか？	S1については、支援期間内に起業することが必要となります。
応募資格について	S2はどのようなスタートアップが対象になりますか？	起業後5年未満、総調達金額1～1.5億円以内のスタートアップを対象としています。
応募資格について	スタートアップの設立を検討していますが、登記が完了していない状況でS2への応募は可能でしょうか？	S2はスタートアップを対象としています。法人未設立の場合、S1への応募、あるいは、法人設立後のS2への応募をご検討ください。なお、本事業では、シーズ公募は毎年実施いたします。
応募資格について	米国でスタートアップを設立していますが、資金調達前です。シーズ2での応募は可能だと思いますが、いかがでしょうか？CEOは日本人で米国在住、会社は米国籍で日本法人設立予定です。	基本的に知財が日本にある必要があります。海外にしか特許がない場合には個別に御相談させていただきます。
応募資格について	起業ではなく特許取得し、日本企業にシーズを売却するようなものも対象になりますか？	スタートアップ設立が前提のプログラムなので、対象となりません。
応募資格について	知財が支援拠点に無いと応募できない拠点もあります。NCCではどうでしょうか？	不要です。
応募資格について	弊社はすでに起業したスタートアップですが、S0、S1の起業前という条件は必須でしょうか？	S0/S1は研究者が起業するための資金提供となりますので、起業前という条件は必須となります。
応募資格について	現在6期目に入りましたが、S2へ応募は不可でしょうか。説明会では5年以内は絶対ではないようなお答えでした。どんなポイントがクリアになれば6期目でも応募可になるのでしょうか？	スタートアップ設立後にシリーズAを調達するための支援がS2になるというのが事業としての主旨となります。そのため、本来の対象としては創業1～2年で、調達額はシードラウンドの数千万まで、という創業直後のスタートアップが適当と考えております。 しかしながら、スタートアップ企業の設立の経緯や、シーズの特徴など個別の事情があるため、少し幅を持たせて設定していますので、基本的には5年未満というのが基本的な基準であると考えています。 年限を超える場合には、選定委員会や拠点長などとも相談して応募への該当性を検討することとなると思いますが、現時点ではこれが条件であれば6年目以降でもOKという基準は設定しておらず、総合的な判断になるかと思います。
応募資格について	S0、S1、S2で求められるこれまでの取得データはどのレベルを想定されていますでしょうか？S2は研究費の規模から、in vivoデータがすでに取得できていることが求められているように感じております。	基本的にS1/S2は事業開発フェーズ（起業前/後-シリーズA獲得前）で分けられていますので、取得データで区分はしていません。とはいえ、S2については既に起業済みということから、非臨床のPOCはある程度取得済みで、シリーズAを獲得するためにVCから投資を受けるための非臨床POCの追加、製造方法の確立や非臨床安全性試験を実施していくフェーズになると考えています。逆にそれらのデータが何もないと2年間でシリーズAを獲得するという見通しが立たなくなるかなとは思います。 S0（一般枠）/S1は何らかのシーズの実用化を目指して起業を目指すフェーズですので、こちらも何らかの基礎研究での結果がなければシーズであるかどうかとも判断出来ないと考えております。
応募資格について	アカデミアと弊社との共同研究チームで応募は可能でしょうか？	S0/S1については、アカデミアの研究者が創業株主として新たにスタートアップを起業することが目的となるので、基本的に既存スタートアップとの共同研究の成果を元とした応募は想定しておりません。ただ、シーズホルダーが研究者側であり、スタートアップが一部の研究開発を業務委託として受託しているだけという場合は対象となる場合もあるかと思います。
応募資格について	S1は2年目終了時にステージゲートが設けられていて、3年目継続の可否/S2へのステージアップ等の評価となっていますが、S2のステージアップが認められた場合3年目からS2となるのでしょうか？それとも3年目のS1が継続して、その次の年度にS2へとステージアップするのでしょうか？また、S1の期間中に起業した場合、S1の助成はその時点で終了になりますでしょうか？	S1のステージゲートは基本的には2年目から3年目に移行する段階で、3年目の支援を行うかどうかを判断することになります。そのため、S1のステージゲートの段階で起業していな場合はS1としての支援が継続されることとなります。 一方S2に関しては起業していることが応募の条件となり、またS1は起業に必要な支援を実施することが目的の研究費となります。そのため、S1の途中で起業された場合はそこまで必要であった支援/助成は終了し、そこからS2に応募いただくこととなります。 ただし、S1に比べてS2の枠は少なくなるため、当拠点では、S2への応募に関しては、S1からのステージアップ、新規のいずれも同じ基準/方法を用いて審査を実施する予定です。 ただ、S1からS2へステージアップされる場合には支援の跡切れが無いように、AMEDなども調整しながら柔軟な対応を行いたいと考えています。

応募資格について	応募中研究費の欄に本申請課題を記載する必要はございますでしょうか？もし記載する場合、年間の業務時間配分を100%として、本研究に割り当てる時間を記載する必要があるという認識で間違いないでしょうか？	通常のAMEDなどの申請と同様に、応募中研究については本申請を記載頂き、エフォートについてもご指摘のように記載を頂けたらと存じます。
応募資格について	下記状態ですが、S1とS2のどちらが良いですか？ ・日本での研究機関発のシーズ ・既に米国で起業済み ・申請時点では国内子会社は未設立、契約時点では設立済みの予定	S1については、既に米国での起業済みですので対象外となります、S2については国内子会社を契約時点までに設立して頂ければ受け入れ可能と考えております。そのため、S2としてご申請を頂けたらと存じます。ただ、「7）本事業に関する経理処理等について、適切に処理が可能な体制を有すること」については、予定されている体制が分かるようにご記入をお願いします。また、契約時点で子会社が設立されていない場合はそれが理由で採択を取り消す場合があることを予めご理解頂けますようお願い申し上げます。
応募資格について	分担研究者として東病院の方に参加頂きたいのですが、分担研究者としては問題ないでしょうか？	審査をしないのであれば問題ありません。審査をする場合にも、当該課題の審査には参加しなければ問題ありません。
応募資格について	起業直後の者に当たるのですが、アカデミア（大学）においては非常勤講師です。この場合は研究代表者になり得るのでしょうか？なお、知財は大学にて保有しております。	可能です。
応募資格について	JSTのスタートアップ・エコシステム共創プログラムでGapファンド採択されているプロジェクト（起業前の研究者）が、本プログラムとの重複受給は可能でしょうか。受給不可の場合、本プログラムでの採択が内定した段階で、Gapファンドを辞退すれば本プログラムでの受給が可能となるでしょうか。	両プログラムでの研究が切り分けされていれば、重複採択は可能です。切り分けが出来ていなければどちらかの事業を選択して頂きます。
応募資格について	S2についてですが、がん以外の希少疾患に対するシーズにシリーズA相当の支援が得られる可能性があります。がんに対する別のシーズに対して応募した場合、シリーズA相当の支援が他のシーズでえられても応募、継続可能でしょうか？	両プログラムでの切り分けが出来ていれば応募可能です。
応募資格について	応募時は起業していませんが、ヒアリング時に起業している場合、S1への応募は出来ないのでしょうか？	S1は起業を目指すシーズであり、起業した段階で支援終了となりますので、応募は出来ません。
応募資格について	FAQのPDFに「がん自体の治療」のみならず、「がん治療の過程で起こる副作用」に対するプロジェクトも対象との記載がございました。こちら、シーズS2では0-1課題のご採択予定ということですが、特にS2への応募ではやはり「がん自体の治療」プロジェクトである方が評価されやすいものでしょうか？	審査委員が総合的に判断いたします。
応募資格について	動物実験をしていない段階でS2に応募可能ですか？	応募可能ですが、基本的には起業後の進んだステージを想定しています。
応募資格について	こちらはあるデータを元に概念実証するといった提案はいいのでしょうか？細胞実験までのデータを元に提案書を書こうと思っておりますが、動物実験データが必要だったりしますでしょうか？必要なデータセットが必要だったりしますでしょうか？	S0、S1で応募可能です。
応募資格について	下記状態ですが、S2に応募可能でしょうか？① 応募資格の「設立5年未満」を満たしておりません。設立7年超になります。ただ、本格的に事業を開始できたのは3年ほど前からになります。② 応募資格の「過去にシリーズA相当の資金調達（目安1～1.5億円*6以上）を行っていない」を満たしておりません。過去に1.5億円を超える民間資金・公的資金の調達を行っております。ただし、過去の資金調達の投資対象は本シーズとは別の低分子化合物製品に対するものであり、本シーズについてはこれまでに民間・公的のいずれの資金も調達しておりません。	①については、本格的な事業を開始されてから3年程度とのことで、「設立5年未満」に相当すると判断できるかは、申請書に経緯その他をご記載頂き審査の中で最終的な判断をすることになるかと考えております。②については、（創業エコベンチャー等を除いて）公的資金はカウントの対象外になります。公的資金を除いて、VCからの民間資金を1～1.5億以上獲得されているとすると、その場合は基本的にはスタートアップの段階として本事業の対象外と判断される可能性が高いと考えております。また、パイプライン每ではなくスタートアップ企業全体としての判断になります。
応募資格について	S0優先枠に関係する研究ですが、S0一般枠とどちらに応募するのが良いのでしょうか？	S0優先枠に出して頂く方が、採択確率は上がると思いますので、S0優先枠へ応募して頂ければと思います。
採択課題について	予定採択課題数は何課題ですか？	S0が0～3課題程度、S1が0～3課題程度、S2が0～1課題程度を予定しています。
提出資料について	特許説明、非臨床試験概要、治験プロトコルなど提案書に加え、添付資料(別紙)として提出させていただくことは可能でしょうか？	添付資料ですが、お預かりし審査員に提供をさせて頂くことは可能です。ただ、審査員の負担なども考慮して、申請書と公募要項に規定されている資料以外については、審査を行う上で参照することを必須とはしないという形で審査をさせて頂けたらと考えております。
提出資料について	「9. 体制図」は、どこまで記載しますか？	SU拠点の部分のみご記載頂けたらと思います。
ヒアリング審査について	研究代表者以外が発表してもかまいませんか？	ヒアリング審査前に別途ご連絡ください。
提案内容について	規定されている上限の金額以下で申請した場合、評価ポイントが高く付くと言ったことはあるのでしょうか？	有りません。

支援について	支援期間について、年度単位となりますか？	本事業での支援は年単位となります。例えば支援期間2年のS0について2024年3月から支援を開始した場合は、2026年の2月末までが支援期間となります。
支援について	事業開始後に「自走可能な十分な民間資金」を調達した場合、どうなりますか？	本事業は、そのステージに到達するまでの支援を目的としています。当該シーズは、ゴールに到達したものとして支援を完了することとなります。
支援費用の使途について	CDMOによっては、抗体産生細胞を作れない可能性がある。製造の可否を見極めるために、抗体製造の検討費用として複数のCDMOへの依頼をしたいが、研究費として認められますか？	マイルストーンを達成するための費用であれば可能です。
支援費用の使途について	保有する知財の維持およびPCT国外移行等の経費について、資金を使用できまじょうか？	可能です。本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用についても使用可能です。
研究費の事務処理について	スタートアップ側は、事業を行い、各年度終了後に拠点に支払いを請求するのでしょうか（精算払い）？	本事業が対象とするステージのスタートアップが、手元に十分な資金がないことは想定しており、則概算払いとさせていただきます。同時に、委託先となるスタートアップには、経営管理や事務処理の体制整備を求めることとなります。
支援料等対価について	支援対価はどうなっていますか？	現時点では決まっておりません。
支援料等対価について	伴走支援の対価を支払うとのことですが、その金額を予算計画にどう反映すればよいでしょうか？	応募時には、公募要領に記載した研究費の金額に基づき、予算計画を策定してください。採択決定後に提出頂く計画書の作成（支援料の反映を含む）については、採択通知後に改めてご説明させていただきます。なお、支援料は、過徴収が無いよう、AMEDがチェック致します。
Texas Medical Center（TMC）教育プログラムについて	シーズS1中にTMCプログラムを利用することは可能でしょうか？	可能です。
TMC教育プログラムについて	TMC教育プログラムの参加費用は本研究費からの負担になりますか？	プログラムに参加が決定した場合、S1,S2の採択課題に関しては、参加費用7万ドル＋渡航費・滞在費を拠点からの直接研究費の中から負担して頂きます。S0の採択課題に関しては（拠点側から追加で支援する等）財源については拠点と研究開発代表者と協議の上で決定します。
TMC教育プログラムについて	TMCは申請資料を閲覧しますか？	TMC教育プログラムに参加希望者については、英語のプレゼン資料と、申請書の3、研究内容欄の4）海外展開部分を閲覧いたします。NCC SAPとTMCは秘密保持契約を締結済みです。また、審査の過程でTMCからコメントなどのフィードバックがある場合があります。
シーズの取り扱いについて	別シーズに関して他拠点から支援。本プログラムで採択された場合、別シーズもNCCに移管する必要がありますでしょうか？	別シーズであれば不要です。
事務手続きについて	S2について、研究開発代表者は会社代表者でなく、実際に研究をしている研究者でいいですか？ 契約事務担当者もアカデミアでいいですか？	S2については、支援対象は研究者ではなくスタートアップ企業自体が対象となります。そのため、代表者は基本的会社代表者を想定していますが、会社創業者になっておりCSO/CTO（研究開発の責任者）として関与し、研究開発に実質的に責任を負っていただいている場合は研究開発代表者として応募いただいても大丈夫かと思います。 ただ、拠点との契約についてはスタートアップ企業となりますので、会社の代表者の方との契約となります。併せて、研究費の執行についてはあくまで法人に対して行われますので研究費執行の責任は会社代表者の方に負っていただくこととなるかと思います。 それと同様に、契約事務担当者についても、支給対象は会社ですので、公募要項にもありますように研究費の適正な執行が可能な体制をスタートアップ企業自体が保有していることが求められます。
事務手続きについて	PIに人件費は適用されますか？	貴学の規程に従って支給可能と考えております。
事務手続きについて	間接経費を記載する欄がありません。この研究費は間接経費はつかないのでしょうか？	間接経費(10%)を計上可能となります。
支援期間について	最長2年間の支援期間となっておりますが、提案書のマイルストーン記載デフォルトがR6年度-R7年度となっております。これは、支援期間はR6年度～R7年度(実質1年少し)ということでしょうか。もし、具体的な開始日と終了日がきまっていたらご教示いただけますでしょうか。	支援期間は支援開始時点から2年間となります。例えば、S2で支援期間が2年の場合で2025年3月末に支援開始となった場合は、2027年の2月末に支援終了となります。また、月の半分だと切りがあまり良くないこともありますので、2025年4月からの予定とご記載して頂いて問題ございません。
問合せ窓口について	提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行っても良いですか？ 電話で問い合わせても良いですか？	電話、対面でのご相談は受け付けておりません。スタートアップ支援事務局までメールでお問い合わせください（cpot_su@ml.res.ncc.go.jp）。